

(意見書案第 13 号)

破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書

平成24年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。それに伴い、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは、破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電したり、火災が起きたりするおそれがある。また、火災時の消火については、通常より距離を置くなど感電に気をつけなければならない。また、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合があり、土壌や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こすおそれがある。

令和6年1月1日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し町道を塞いだ。同県珠洲市では、スーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと倒壊し長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火のおそれがあることを知らなかった。

破損した太陽光パネルの取扱いについては、経済産業省や環境省等が製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、一般国民には、その危険性について十分に周知されているとは言い難い。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。

水害、地震の多い我が国においては、太陽光パネルの安全対策について、より一層、国民に周知すべきであり、このことが国民の生命を守ることにつながる。

よって、国においては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、国民に十二分に周知する取組を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		
環境大臣		